

新潟市歯科保健推進会議の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市歯科保健推進会議の委員のうち、公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考の実施について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は欠員とすることができる。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する者
- (2) 募集締切日現在で満18歳以上の者
- (3) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (4) 国又は本市の議員及び職員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、作文に住所、氏名、生年月日、性別、職業、連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を添えて応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市歯科保健推進会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 一般社団法人新潟市歯科医師会長
- (2) 保健衛生部長
- (3) 保健所長
- (4) 健康増進課長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成20年5月15日より施行する。

附 則

この要領は平成21年11月30日より施行する。

附 則

この要領は平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は平成３０年１月２５日より施行する。